

新積算システムにおける建設機械等損料の算出方法について

(令和6年4月1日時点)

- ・従前の積算システムでは豪雪補正後の損料単価（以後 B 地区単価）を算出する場合、通常の損料（以後 A 地区単価）の補正後に「有効4桁目四捨五入し有効3桁止め」の端数処理を行っております。
- ・新積算システムでは、従前の積算システムと異なり、A 地区単価の補正後に「少数1位四捨五入した後、有効4桁目四捨五入し有効3桁止め」の端数処理を行っております。
- ・上記の違いにより、建設機械等損料算定表に記載されている B 地区単価と新積算システムの B 地区単価が異なる場合があります。
- ・新積算システムにおいて、建設機械等損料算定表に記載の B 地区単価と同じ B 地区単価となるようシステム改修を行っており、改修した際に改めてお知らせします。

<計算例>

豪雪補正後の損料（端数処理前）が 8,204.5833 円 の場合

- ・従前の積算システム

B 地区単価：8,204.5833 円を
有効4桁目四捨五入し有効3桁止め。
⇒8,200 円

- ・新積算システム

B 地区単価：8,204.5833 円を
少数1位四捨五入した後、有効4桁目四捨五入し有効3桁止め。
⇒8,205 円⇒8,210 円

(今回追記)

- ・令和6年8月1日以降公告または指名通知する工事及び委託では建設機械等損料算定表と同じ端数処理を使用する。